浄化槽法の一部を改正する法律 新旧対照表

净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)		11
浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)	[附則第四条関係]	

改 正 後	为 川 泄
 	皿炎
新 草 ・ 無 草 (と と と と と と と と と と と と と と と と と と	無一神・無二神 〔咎〕
第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等(第八条―第十二	第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等(第八条―第十二
<u>≪ € 11])</u>	<u>≪€11)</u>
第三章の二一浄化槽処理促進区域	〔 捧 松 〕
第一節 浄化槽処理促進区域の指定(第十二条の四)	[捧 器]
第二節 公共浄化槽(第十二条の五―第十二条の十七)	〔整點〕
無 回 極 一 無 回 能 回 を ままままます。	無 国 神 ~ 無 十 一 神 〔 と 〕
<u> </u>	<u>老</u>
(世	(戶織)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ	第二条 この法律において、汝の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。	ぞれ当該各号に定めるところによる。
	() () () () () () () () () (
一の二 公共浄化槽 第十二条の四第一項の規定により指定され	〔 捧 松 〕
た浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第十二条の五	
第一項の設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が	
管理するもの及び第十二条の六の規定により市町村が管理する	
<u>挙</u> 允 を が で の の の の の の の の の の の の	

11~十11 [盤]

張りでない。 者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この 定められた同法<u>第五条第一項第五号</u>に規定する予定処理区域内の はならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画において 計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置して 処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた (下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の 道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの 第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水

23 [器]

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

11~十11 [盤]

張りでない。 者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この 定められた同法<u>第五条第一項第一号</u>に規定する予定処理区域内の はならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画においた 計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置して 処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた (下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の 道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの 第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水

23 [器]

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なけれ一項、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第めるところにより、その旨を都道府県知事 (保健所を設置する市おいて同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項に第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土

すべきときは、この限りでない。一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項 (同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項 (同法第八十七条第知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、

ひ~で [器]

(净化博管理者の義務)

○ 他用が再開されたものを除く。)については、この限りでなし、第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 ただ回(環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数)、第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一

ひ・℃ [器]

十一の規定による最初の届出があつた日)から三十日以内に、環化槽である場合にあつては、当該公共浄化槽について第十二条の化槽が第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置された公共浄第十条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日(当該浄

により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定ばならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一

ひ~で [器]

(浄化槽管理者の義務)

浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一

ひ・の [答]

事に提出しなければならない。 日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知第十条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から三十

1<

ければならない。境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しな

ひ・の [器]

(定期検査)

○間(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。○だし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならな一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年

準用する。2 第七条第二項の規定は、<u>前項本文</u>の水質に関する検査について

(使用の休止の届出等)

とができる。
り、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出るこ
で当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところによ第十一条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たつ

化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されている 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄

ひ・の [器]

(定期検査)

い。数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならな数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならな一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年

する。 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用

[整設]

告をすることができる。

(環境大玉の責務)

[器]

[器]

出なければならない。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一頃の規定の施行に関 し必要があると認めるときは、争化漕管理者に対し、同頃本文の 水質に関する険査を受けることを確保するために必要な指導及び

ることを知ったときは、環境省令で定めるところにより、

化博の使用を再開した日文は当該浄化博の使用が再開されている

ことを知った日から三十日以内に、その旨を都道存果知事に届け

助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守 していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生 上必要があると認めるときは、当該净化愽管理者に対し、相当の <u> 期限を定めて、同頃本文</u>の水質に関する険査を受けるべき旨の勧

環境大臣は、 都道府県知事に対して、第十一条第 [器]

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一頃の規定の施行に関 し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同頃の水質 に関する険査を受けることを確保するために必要な指導及び助言

をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守 していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生 上必要があると認めるときは、当該净化博管理者に対し、相当の <u> 期限を定めて、同頃の水質に関する険査を受けるべき旨の勧告を</u> することができる。

[盤]

[楚戰]

準用する。

| 4 ||前つ規定は、浄化槽処理促進区域の変更又は廃止について

- □ 下町村は、第一項の規定による指定をしたときは、環境省令で 定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 古町村は、前頃の規定により浄化博処理促進区域を指定しよう とするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければなら 450
- 第十二条の四 市町村は、当該市町村の区域(下水道法第二条第八 号に規定する処理区域及び同法第五条第一項第五号に規定する予 定処理区域を除く。)のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄 化博によるし尿及び雑排水(以下「汚水」という。)の適正な処理 を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進 区域として指定することができる。

第一節 浄化槽処理促進区域の指定

第三章の二伸化槽処理促進区域

頃本文の水質に関する検査に関する事務その他この章に規定する 事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよ うに努めなければならない。

[整設]

[楚瑕]

[整数]

第二節 公共争化曹

- る 市町付は、設置計画を作成しようとするときは、環境省令で定 めるところにより、あらかじめ、第一頃に規定する争化博ごとに、 当該净化博を設置することについて、当該净化博が設置される土 地の所有者及び当該浄化博で汚水を処理させる建築物の所有者の 同意を得なければならない。
- 三 その他国土交通省令・環境省令で定める事項

4 市町村は、設置計画を作成しようとする場合において、

- | 前項に規定する浄化槽ごとに、設置場所、種類、規模及び能 7
- 20 設置計画においては、次に掲げる事頃を定めるものとする。
- 又は地方公共団体が所有する建築物を徐く。) に居住する者の日常 生活に伴い生ずる汚水を処理するために浄化博を設置しようとす るときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、浄化 | 博の設置に関する計画(以下「設置計画」という。) を作成するも のかかる。
- 第十二条の五 市町村は、浄化博処理促進区域内に存する建築物(国

(設置铧)

[整設]

[海毀]

の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、前条第一項の規

たときは、当該浄化槽で汚水を処理させることとなる建築物の所 有者に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の七 市町村は、設置計画に基づき浄化槽の設置が完了し

通省令・麋魔省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県

知事及び特定行政庁に協議し、その同意を得たときは、当該同意

の日において、第一項に規定する浄化槽の設置について、第五条

第一項の規定による届出及び同条第四項ただし書に規定する通知

第十二条の六 市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽で

あって地方公共団体以外の者が所有するものについて、環境省合

□ 前二項の規定は、設置計画の変更について準用する。

で定めるところにより、自ら管理することができる。

(設置の完了の通知等)

があったものとみなす。

□ 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることがで

HUM°

(排水設備の設置等)

第十二条の人 第十二条の五第三項の規定による同意をした建築物

[海毀]

[犛穀]

[犛穀]

10

以下同じ。) に改造しなければならない。
便所を水洗便所(汚水管が公共浄化槽に連結されたものに限る。物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取いう。) を設置しなければならない。この場合において、当該建築せるために必要な汚水管その他の排水施設(以下「排水設備」とつたときは、遅滯なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入さ定による通知を受けたとき又は同条第二項の規定による公告があ

- 他の維持は、当該建築物の占有者が行うものとする。 の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その 20 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項
- は、この限りでない。
 が困難な事情がある場合等相当の理由があると認められる場合
 却され又は移転される予定のものである場合、必要な資金の調達すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除を定めて、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造
 引 市町村は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期限
- めるものとする。 との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努 又はそのあつせん、その設置又は改造に関し利害関係を有する者 便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通 中 市町村は、第一項の規定により排水設備を設置し、又はくみ取

な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。 同は、市町村が前項の資金の融通を行う場合には、これに必要

(排水設備の設置等に関する受忍義務等)

- の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。
 この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用することができる。公共浄化槽に流入させることが困難であるときは、他人の土地にならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ汚水を第十二条の九 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければ
- 用を負担しなければならない。
 受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費
 は順の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を
- を当該土地の占有者に告げなければならない。用することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使ればならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又はきる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなける。第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することがで
- 他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべは項項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により

[犛蝦]

又は公共争化博から公共用水域等に牧流される水の水質を第四条 第一項の技術上の基準に適合させるために必要な現度において、

(排水設備等の検査)

(使用の開始の届出)

設備が設置されている建築物の占有者は、当該建築物に係る公共 净化槽の使用を開始したときは、環境省令で定めるところにより、 当該公共净化博の使用を開始した日から三十日以内に、その旨を 市町村に届け出なければならない。

庸を第十二条の五第三頃の規定による司意に係る建築物以外の建

築物に設置しようとする者は、環境省合で定めるところにより、

□ 新二条の規定は、前頃の規定により承認を受けた者について準

あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。

第十二条の十一 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水

き損失を補償しなければならない。

(排水設備の設置の承認)

用する。

第十二条の十二 市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、

[整設]

[辉縠]

[海毀]

い。 においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならなの物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合その職員をして他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他

- い。 かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならなる 同間の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、
- はならない。 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

(使用制限)

用を一時制限することができる。 合その他やむを得ない理由がある場合には、当該公共浄化槽の使第十二条の十三 市町村は、公共浄化槽に関する工事を施工する場

じなければならない。 合にあつてはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講するときは、使用を制限しようとする期間及び時間制限をする場 ままれば、前項の規定により公共浄化槽の使用を制限しようと

第十二条の十四 市町村は、条例で定めるところにより、公共浄化

[犛蝦]

槽の使用に除る料金を徴収することができる。

- 前項の料金は、次の原則によって定めなければならない。

 - こと。 出 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものである
 - 三定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - と。 | 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこ

(他人の土地の立入り)

- <u>ことができる。</u> 理のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入る 公共浄化槽に関する調査、測量若しくは工事又は公共浄化槽の管第十二条の十五 市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、
- でない。 ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あら
- ろうとするときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地。 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入

[犛穀]

の占有者に告げなければならない。

- を提示しなければならない。 身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ 同 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その
- 規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。 ら 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の
- に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

 「市町村は、第一項の規定による立入りによって損失を受けた者

(排水設備の使用の廃止)

- 環境省令で定める場合は、この限りでない。 廃止してはならない。ただし、当該建築物を撤去する場合その他設備が設置されている建築物の所有者は、当該排水設備の使用を第十二条の十六 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水
- 環境省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければいて、排水設備の使用を廃止しようとするときは、あらかじめ、前項本文の建築物の所有者は、同項ただし書に規定する場合に

る市及び特別区の区域を徐く。) に存する净化槽ごとに、保健所を 設置する市文は特別区の長は当該市文は特別区の区域に存する净 化博ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化博台帳を作成するも のとする。

雅 目 十 く 然 「 器 」

定めるものとする。

回・円 [器]

∞・4 (添)

確保に関する事頃

(条例で規定する事項)

(争化漕台帳の作式)

第四十九条 都道苻県知事は当該都道苻県の区域(保建所を設置す

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設け

る上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を

三 争化博管理士の設置及び争化博管理士に対する研修の幾会の

のほか、公共浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項は、市町村 の条例で定める。

第十二条の十七 この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもの

[海毀]

2 前頃の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設け

る上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を

定めるものとする。

| • | | [[[[2]]

三 争化漕管理士の設置に関する事項

回・円 [器]

∞・4 (添)

第四十九条 到涤

 $1 \leq$

公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又 は市町村の区域における浄化博による汚水の適正な処理の促進に 関し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当 該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄 化博工事業者、净化博清帰業者、第四十八条第一項の登録を受け た浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都 道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会(次 項及び第三項において単に「協議会」という。) を組織することが

(େ (と) 第五十四条 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、

→ その净化槽の存する土地の所在及び地番並びに净化槽管理者

| 第七条第一頃及び第十一条第一頃本文の水質に関する険値の

立
都道府県知事は、浄化博台帳の作成のため必要があると認める。

同計で見に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、

ときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化博に関す

の氏名文は名称

環境省合で定める。

三 その他環境省令で定める事項

る情報の提供を求めることができる。

実施状况

[犛穀]

できる。

- ☑ 路議会において路議が謂った事頃については、路議会の構式員 は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- □ 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要 な事頃は、協議会が定める。

〔型ん〕

(脂定除症幾期)

第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の業務を行う 者を指定する。

ひ・∞ [器]

第六十四条(次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の一第六十四条(次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の 罰金に処する。

三 第十二条の八第三項(第十二条の十第二項において準用する 場合を含む。) の規定による命令に違文した者

(脂定険宜幾期)

第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条 第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条 第一項及び第十一条第一項の水質に関する検査の業務を行う者を 指定する。

ひ・℃ [器]

罰金に処する。

[海毀]

説備を設置した者回、第十二条の十第一項の規定に違反して承認を受けないで排水

○避した者五 第十二条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は

み、又は妨げた者六 第十二条の十五第六項の規定に違反して土地の立入りを担

止した者 第十二条の十六第一項の規定に違反して排水設備の使用を廃

ても、各本条の罰金刑を科する。 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し六十二条、第六十三条及び第六十四条(<u>第十三号</u>を除く。)の違反の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

料に処する。第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過

<u>徐の届出をした者</u> | 第十一条の二第一項の規定による届出をする場合において虚

三 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十二条の十一又は第

[海設]

[海設]

[楚毀]

川~十Ⅰ [器]

も、各本条の罰金刑を科する。為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して太子二条、第六十三条及び第六十四条(<u>第八号</u>を除く。)の違反行の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

<u>出をした</u>者は、五万円以下の過料に処する。 第六十八条 第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届

[楚毀]

[辉設]

温

(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

- とができる。 保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をするこし、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以ら判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報かる既存単独処理浄化槽をいう。)であって、第十一条第二項の規定を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条に規定す第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽(浄化槽法の一部
- 置をとることを勧告することができる。
 限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措と認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期おいて、なお当該特定既存単独処理净化槽の状態が改善されない
 初いて、なお当該特定既存単独処理净化槽の状態が改善されない。
 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合に

温 宝

(建築基準法の一部改正)

第十一条 建築基準法の一部を次のように改正する。

り。 号)」を、同条第二項中「建設業法」の下に「、浄化槽法」を加え 年法律第百号)」の下に「、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三 該命令に係る浄化槽の製造業者」に改め、「建設業法(昭和二十四 ついて宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当 に係る取引をした宅地建物取引業者」を「若しくは当該建築物に 第九条の三第一項中「又は当該建築物について宅地建物取引業

- て、その勧告に除る措置をとることを命ずることができる。 に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定め由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特別 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理
- □ 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- | 刑を科する。 | きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の | 業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたと | ら | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

改 正 後	改 旧 ء
及 国	所 則
(既存単独処理浄化槽に係る経過措置等)	(既存単独処理浄化槽に係る経過措置等)
第二条 この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する	第二条 この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する
浄化槽 (し尿のみを処理するものに限る。) であってこの法律の施	浄化槽(し尿のみを処理するものに限る。)であってこの法律の施
行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又	行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又
は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの(以下	は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの(以下
「既存単独処理浄化槽」という。)は、この法律による改正後の浄	「既存単独処理浄化槽」という。) は、この法律による改正後の浄
化槽法(以下「新法」という。)の規定(第三条第二項 <u>及び第十二</u>	化槽法(以下「新法」という。)の規定(第三条第二項の規定を除
条の六の規定を除く。)の適用については、新法第二条第一号に規	く。)の適用については、新法第二条第一号に規定する浄化槽とみ
定する浄化槽とみなす。	なた。